

免許番号 区第313号

漁場の位置 南あわじ市阿万塩屋町田尻地先

漁場の区域 次の点A、ア、イ、ウ、エ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 南あわじ市田尻船合わせの鼻（北緯34度13.73分、東経134度42.18分）

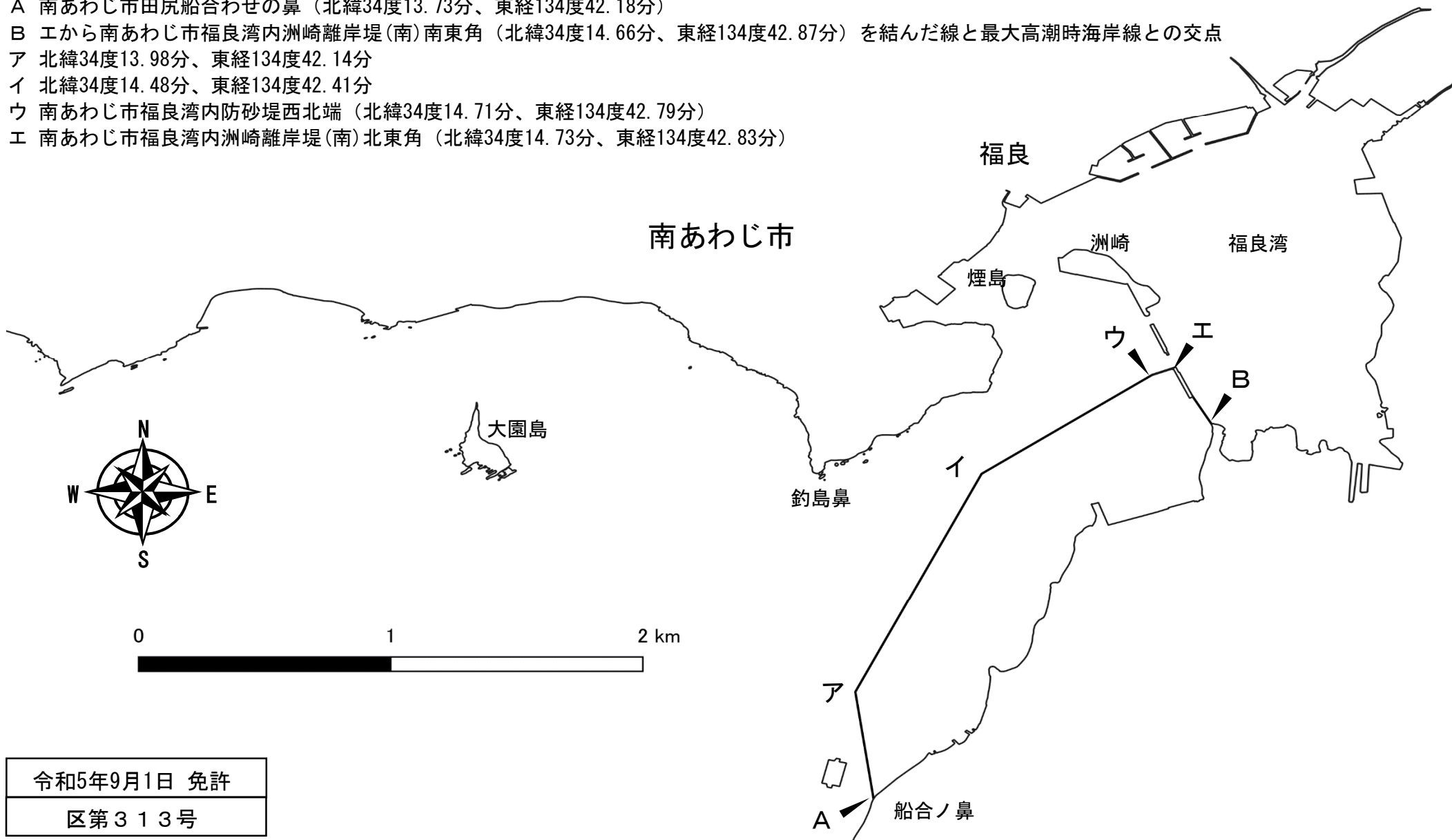
B エから南あわじ市福良湾内洲崎離岸堤（南）南東角（北緯34度14.66分、東経134度42.87分）を結んだ線と最大高潮時海岸線との交点

ア 北緯34度13.98分、東経134度42.14分

イ 北緯34度14.48分、東経134度42.41分

ウ 南あわじ市福良湾内防砂堤西北端（北緯34度14.71分、東経134度42.79分）

エ 南あわじ市福良湾内洲崎離岸堤（南）北東角（北緯34度14.73分、東経134度42.83分）



令和5年9月1日 免許

区第313号

1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで			
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	南あわじ市福良丙28番地 福良漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第313号		摘 要	